



福岡医発第 351 号 (地)

平成 29 年 4 月 28 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令の施行について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、標記省令が平成 29 年 4 月 11 日に公布され、平成 29 年 6 月 1 日から施行されることとなった旨、厚生労働省労働基準局長より日本医師会を通じて通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

粉じん障害防止規則の改正の内容といたしましては、労働者の健康障害を防止するための各種措置を講じなければならない「粉じん作業」を定める粉じん則別表第 1 について、鉱物等（湿潤なものを除く）を運搬する船舶の船倉内で鉱物等（湿潤なものを除く）をかき落とし、又はかき集める作業に伴い清掃を行う作業（水洗する等粉じんの飛散しない方法によって行うものを除く）が新たに追加され、これにより作業を行う場合には、粉じん則第 5 条に定める換気の実施、同則第 23 条第 1 項に定める休憩設備の設置等が必要となりました。また、粉じん則第 27 条第 1 項に定める呼吸用保護具の使用が必要となりました。

じん肺法施行規則に関しては、じん肺健康診断を行わなければならない「粉じん作業」を定めるじん肺則別表について、鉱物等（湿潤なものを除く）を運搬する船舶の船倉内で鉱物等（湿潤なものを除く）をかき落とし、又はかき集める作業に伴い清掃を行う作業（水洗する等粉じんの飛散しない方法によって行うものを除く）が新たに追加され、これにより同作業に従事する者についてもじん肺法に定めるじん肺健康診断や、じん肺則第 37 条第 1 項に定めるじん肺に関する健康管理の実施状況の報告等が必要となりました。また、じん肺様式第 8 号において従前の作業に、鉱物等（湿潤なものを除く）を運搬する船舶の船倉内で鉱物等（湿潤なものを除く）をかき落とし、又はかき集める作業に伴い清掃を行う作業（水洗する等粉じんの飛散しない方法によって行うものを除く）が追加されました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

産業保健担当理事 榎藤秀之
会長 白石恒明

日医発第105号(地Ⅱ23)

平成29年4月20日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉 義 武

粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令の施行について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令の施行について、別添のとおり厚生労働省労働基準局長より本職宛に、その周知について協力依頼がありました。

粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令は、平成29年4月11日に公布され、平成29年6月1日から施行されることとなりました。

粉じん障害防止規則の改正内容は、労働者の健康障害を防止するための各種措置を講じなければならない「粉じん作業」を定める粉じん則別表第1について、鉱物等（湿潤なものを除く）を運搬する船舶の船倉内で鉱物等（湿潤なものを除く）をかき落とし、又はかき集める作業に伴い清掃を行う作業（水洗する等粉じんの飛散しない方法によって行うものを除く）が新たに追加されました。これにより、当該作業を行う場合には、粉じん則第5条に定める換気の実施、同則第23条第1項に定める休憩設備の設置等が必要となり、また、粉じん則第27条第1項に定める呼吸用保護具の使用が必要となりました。

じん肺法施行規則の改正内容は、じん肺健康診断を行わなければならない「粉じん作業」を定めるじん肺則別表について、鉱物等（湿潤なものを除く）を運搬する船舶の船倉内で鉱物等（湿潤なものを除く）をかき落とし、又はかき集める作業に伴い清掃を行う作業（水洗する等粉じんの飛散しない方法によって行うものを除く）が新たに追加され、これにより同作業に従事する者についてもじん肺法に定めるじん肺健康診断や、じ

ん肺則37条第1項に定めるじん肺に関する健康管理の実施状況の報告等が必要となりました。また、じん肺様式第8号において従前の作業に、鉱物等（湿潤なものを除く）を運搬する船舶の船倉内で鉱物等（湿潤なものを除く）をかき落とし、又はかき集める作業に伴い清掃を行う作業（水洗する等粉じんの飛散しない方法によって行うものを除く）が追加されました。

つきましては、本件の趣旨をご理解の上、貴会関係郡市区医師会等に対する周知方につきまして貴職の特段のご高配をお願い申し上げます。



基 発 0411 第 7 号

平 成 29 年 4 月 11 日

公益社団法人日本医師会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長



粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する
省令の施行について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第58号)が本日公布され、平成29年6月1日から施行されることとなったところです。

つきましては、貴団体におかれましても、下記事項について、会員事業場等に対して周知いただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

第1 改正の趣旨

改正省令は、委託研究等により、鉱物等(湿潤なものを除く。)を運搬する船舶の船倉内で鉱物等(湿潤なものを除く。)をかき落とし、又はかき集める作業に伴い清掃を行う作業等についても、粉じんばく露濃度が管理濃度を超える割合が高いことが認められたことから、粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。)別表第1及びじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号。以下「じん肺則」という。)別表に定める粉じん作業の範囲並びに粉じん則別表第3に定める呼吸用保護具の使用が必要な作業の範囲を拡大するため、粉じん則及びじん肺則について所要の改正を行ったものである。

第2 改正の内容

1 粉じん障害防止規則の一部改正について

- (1) 労働者の健康障害を防止するための各種措置を講じなければならない「粉じん作業」を定める粉じん則別表第1について、鉱物等(湿潤なものを除く。)を運搬する船舶の船倉内で鉱物等(湿潤なものを除く。)をかき落

とし、又はかき集める作業に伴い清掃を行う作業（水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて行うものを除く。）を新たに追加したこと。これにより、当該作業を行う場合には、粉じん則第5条に定める換気の実施、同則第23条第1項に定める休憩設備の設置等が必要となること。

なお、改正省令における「清掃を行う作業」とは、水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて行うものは含まれないこと。

(2) 労働者に呼吸用保護具を使用させなければならない作業を定める粉じん則別表第3について、以下の作業を追加したこと。

① 鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する船舶の船倉内で鉱物等（湿潤なものを除く。）をかき落とし、又はかき集める作業に伴い清掃を行う作業（水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて行うものを除く。）

② 屋外で手持式動力工具を用いて鉱物等を破碎し、又は粉碎する作業

③ 金属その他無機物を製錬し、又は溶融する工程において、土石又は鉱物を開放炉に投げ入れ、焼結し、湯出しし、又は鑄込みする場所における作業（転炉から湯出しし、又は金型に鑄込みする場所における作業を除く。）

のうち、金属その他無機物を製錬し、又は溶融する工程において、土石又は鉱物を開放炉に投げ入れる作業

これにより、これらの作業を行う場合には、粉じん則第27条第1項に定める呼吸用保護具の使用が必要となるものであること。

2 じん肺法施行規則の一部改正について

(1) じん肺健康診断を行わなければならない「粉じん作業」を定めるじん肺則別表について、鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する船舶の船倉内で鉱物等（湿潤なものを除く。）をかき落とし、又はかき集める作業に伴い清掃を行う作業（水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて行うものを除く。）を新たに追加したこと。

これにより、当該作業に従事する者についても、じん肺法（昭和35年法律第30号）に定めるじん肺健康診断や、じん肺則第37条第1項に定めるじん肺に関する健康管理の実施状況の報告等が必要となるものであること。

(2) じん肺則様式第8号において、従前の報告を要する作業（同様式中の別表のコード160）に、新たに鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する船舶の船倉内で鉱物等（湿潤なものを除く。）をかき落とし、又はかき集める作業に伴い清掃を行う作業（水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて行うものを除く。）を追加したこと。

3 施行期日等

(1) 施行期日

改正省令は、平成29年6月1日より施行するものであること。

(2) 経過措置

改正省令の施行の際、現に交付され、又は提出されている改正前のじん肺法施行規則様式第8号によるじん肺健康管理実施状況報告は、改正後のじん肺法施行規則様式第8号によるじん肺健康管理実施状況報告とみなすとともに、改正省令の施行の際、現に存する改正前のじん肺法施行規則様式第8号による報告書については、当分の間、必要な改定をした上で、使用することができることとしたこと。